

# 公共施設の使用料の見直しについて

高 梁 市



# 公共施設の使用料の見直しについて

## 1. 高梁市行財政改革プラン・実施計画での位置づけ

高梁市行財政改革プラン（平成30年3月策定）において、『これまでの改革の経緯や経過、背景を検証し、その取組成果や反省を活かしつつ、将来の高梁市に対して「何を残し、何を廃止するのか」という長期的な視点にたった行財政改革を推進する。』ことを方針とし、次のことを示しています。

高梁市行財政改革プラン（抜粋）

4 具体的な取組

(2) 取組内容

②財政構造改革

○受益者負担の適正化

市民負担の公平性の観点から使用料や減免基準のあり方を検討することにより、適正な歳入と受益者負担の公平性を確保し、長期的に安定したサービスを提供します。

(ア) 施設使用料等の見直し

- ・管理にかかるコスト削減に取組みつつ、施設等にかかる管理費や維持修繕費等のコストから適正な使用料に見直しを図ります。

高梁市行財政改革プラン実施計画（抜粋）

[2] 財政構造改革

③ 受益者負担の適正化

項目名		実施内容	H29	H30	H31	H32	H33
施設使用料等の見直し	施設使用料の見直し (市)	受益者負担の適正化を行うため、施設等にかかる管理費や維持修繕費などのコストから使用料の見直しを図ります。					
	火葬炉使用料の見直し (市)	平成30年度からの霊柩車廃止による収入減に伴い、市と利用者との負担割合が変わるため、使用料の見直しを図ります。また、市内利用者と市外利用者の料金体系について、他市と比べて、料金差が少ないため、料金体系の見直しを図ります。					

項目名に表示  
(市) ……市独自の判断で取組むもの

●……→ ……検討(準備)  
→ ……実施

## 2. 見直しの考え方

公共施設の運営には維持管理費や人件費などの経費がかかります。これらの経費は利用者の使用料等と市民の税金で賄っているため、受益者が応分の対価を負担することで、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平性を確保する必要があります。

そこで、適正な受益者負担額を算出するにあたっては、積算根拠を明らかにするため、サービス原価に受益者の負担割合を乗じて算出することを基本的な考え方としました。



## (2) 施設・設備維持管理運営費等の考え方

サービス原価の算出において、施設・設備維持管理運営費等に係る経費は次のものとししました。

また、災害等の特殊事情により一時的・臨時的に要した費用は、算定しないこととししました。

### ①人件費

サービス提供や施設を維持管理するための業務（受付、許可、使用料の徴収、保守点検等に係る契約事務など）に直接従事する職員に要する費用

### ②物件費

- ・賃金（嘱託員報酬を含む臨時職員等に係るもの。上記人件費に計上されるものを除く。）
- ・需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等）
- ・役務費（通信運搬費、保険料等）
- ・委託料（施設の管理委託料等）
- ・使用料及び賃借料（土地借上料、パソコン等のリース料等）
- ・備品購入費等（100万円未満）
- ・減価償却費（※）（建物、設備等にかかるもの）
- ・その他施設・設備の維持管理や運営に係る経費

※減価償却費について…市の財産台帳を参考にしますが、施設・設備の導入、設置、購入等に当たって交付された国・県支出金等の特定財源や、建設費に係る地方債の地方交付税（地方債の償還に伴い、基準財政需要額等に算入される額）については、経費からその額を除くものとししました。

なお、建設工事費等で明確な計算ができない場合は、財産台帳の減価償却費に理論値 32%（注）を乗じた額で代用することとししました。

また、今後確実に見込まれる、資産価値が増える改築工事（1,000万円以上）、備品購入（100万円以上）等を計上する場合は、建物の残存年数、備品の耐用年数で割った数値を減価償却費として加算することとししました。

（注）理論値 32%は、経費に地方債を充当したと想定し、交付税算入分を除いた割合。（借入利率 1%、交付税措置率 70%で設定）

## (3) 受益者の負担割合の考え方

公共施設を利用する場合で考えれば、施設を利用し、サービスを受ける人がいる一方で施設を利用しない人、サービスを受けない人が存在します。受益者に対し一律に負担を求めることは公平性、公正性に反することになるので、市の提供するサービスごとに、「市民生活における必需性」（横軸）、「民間施設の代替性」（縦軸）というサービスの性質に着目し、性質により施設を分類し、受益者と公費の負担割合を検討することとし

ました。

また、受益者負担と公費負担の割合は、簡明さ、制度の分かりやすさ等の点から、0%、50%、100%の3パターンとしました。

①市民生活における必需性

- ・ 基礎的（市民生活における必需性が高い施設）  
…基礎的なサービスを提供し、大半の市民が必要とする施設
- ・ 選択的（市民生活における必需性が低い施設）  
…個人の価値観に応じて選択的に利用する施設

②民間施設の代替性

- ・ 市場的（民間施設の代替性が高い施設）  
…同様のサービス提供が民間でも可能な施設
- ・ 非市場的（民間施設の代替性が低い施設）  
…同様のサービス提供が民間では困難な施設

(イメージ図)

		市民生活における必需性	
		選択的（低い） ←	→ 基礎的（高い）
民間施設の代替性	非市場的（低い） ↑	(II) 受益者負担50% 公費負担50%	(I) 受益者負担0% 公費負担100%
	↓ 市場的（高い）	(III) 受益者負担100% 公費負担0%	(IV) 受益者負担50% 公費負担50%

- (I) 市民生活に必需であり、主に行政が提供するサービス
- (II) 市民の利用は選択的だが、生活や余暇を快適に過ごすためのもので、主に行政が提供するサービス
- (III) 特定の市民が利用し、生活や余暇を快適に過ごすためのもので、民間でも提供されているサービス
- (IV) 市民生活に必需ではあるが、民間でも提供されているサービス

### 3. 見直しの対象とする使用料

見直し対象の使用料は地方自治法 225 条の規定によるものとし、条例に規定されている一般会計の使用料としましたが、特別会計（公営企業会計）の使用料（水道使用料など）については、各審議会などにおいて個別に見直しをしているため対象外としました。

また、基本となる計算式で算出することがそぐわない次の使用料についても、見直しの対象外としました。

- (1) 法令、国県が示す基準で定められた使用料  
道路・河川・公園占用料、公営住宅使用料等
- (2) 個別に検討すべきもの  
高等学校授業料、生活福祉バス利用料等

### 4. 見直しの進め方

算出した受益者負担額と現行料金を比較して、見直しする場合は、次のことを踏まえて検討しました。

- (1) 市内類似施設、近隣市町村の施設料金、市場価格などとの比較
- (2) 経費削減や利用者の増加方法
- (3) 市民負担の急激な上昇を防ぐため、激変緩和措置として、基本的には見直しは現行料金の 1.5 倍程度を上限

### 5. 見直しの経緯

#### ・高梁市議会全員協議会

平成 29 年 2 月 「今後の行財政改革の取り組みについて」説明

平成 30 年 2 月 「高梁市行財政改革プランについて」説明

#### ・高梁市行財政改革推進本部会議

#### ・高梁市行政改革推進委員会

年 月	内 容	
	行財政改革推進本部会議	行政改革推進委員会
平成 30 年 2 月		「高梁市行財政改革プラン・実施計画」の最終報告
平成 30 年 3 月	「高梁市行財政改革プラン・実施計画」の策定	
平成 31 年 1 月	災害により中断していた行財政改革プランに基づく取り組みの再開を確認	

平成31年3月	各施設の施設・設備維持管理運営費等に係る経費を調査	
平成31年4月	調査結果の報告	
4～6月	※各部会において使用料の見直しについて検討	
令和元年7月	各部会からの使用料の見直しの検討結果について協議	使用料の見直しの取り組み状況を報告
令和元年8月	各部会からの使用料の見直しの検討結果について再度協議し、各施設の使用料の見直し方針を決定	使用料の見直し方針を報告

## 6. 見直しの検討結果

13施設の使用料の一部について見直しを予定としており、平成29年度利用者数等に基づく見直しによる効果額の試算は、約340万円となります。

- ・産業経済部関係施設 3施設
- ・市民生活部関係施設 2施設
- ・教育委員会関係施設 8施設

## 7. 今後のスケジュール

見直しを予定する施設については、十分な周知期間をとるため、令和元年9月議会に改正条例を提案し、令和2年4月からの施行を予定しています。

公共施設使用料の見直し予定施設及び見直し概要 ※施行予定日:令和2年4月1日

番号	見直し施設	※見直し内容の一部	
		見直し案	現行
1	高梁美しい森キャンプ場 高梁自然公園キャンプ場	【キャンプ場】 1泊2日 高校生以上 400円/1人 小・中学生 200円/1人 1日 高校生以上 200円/1人 小・中学生 100円/1人 テントサイト利用料 1泊2日 1,000円/1区画 1日 500円/1区画	【キャンプ場】 1泊2日 高校生以上 300円/1人 小・中学生 150円/1人 1日 高校生以上 100円/1人 小・中学生 50円/1人
2	高梁市川上フラワー フルーツパーク	【農業文化交流館直売施設】 7,500円/月 【農業文化交流館地域食材供給施設】 7,500円/月 【ガラス温室】 4,500円/月 【作業棟】 4,500円/月 【屋外交流スペース】 120円/㎡・日	【農業文化交流館直売施設】 5,000円/月 【農業文化交流館地域食材供給施設】 5,000円/月 【ガラス温室】 3,000円/月 【作業棟】 3,000円/月 【屋外交流スペース】 80円/㎡・日
3	タクシー乗降場及び タクシー待機場	【タクシー乗降場及びタクシー待機場】 3,000円/1区画・月	【タクシー乗降場及びタクシー待機場】 2,800円/1区画・月
4	高梁市コミュニティ プラザ	【設備】 会議室 700円/日 和室 700円/日 研修室 600円/日	【設備】 会議室 500円/日 和室 500円/日 研修室 400円/日
5	高梁市斎場	【火葬炉使用料】 本市住民 大人1体 10,000円 小人1体 7,400円 本市住民以外 大人1体 35,000円 小人1体 25,900円	【火葬炉使用料】 本市住民 大人1体 8,500円 小人1体 6,300円 本市住民以外 大人1体 21,250円 小人1体 15,750円
6	高梁市成羽文化 センター	【基本使用料】 ホール研修室1/2/3 9時～12時 1,100円 13時～17時、18時～22時 1,400円 9時～17時 2,600円 13時～22時 2,900円 9時～22時 4,100円 ホール研修室4 9時～12時 1,800円 13時～17時、18時～22時 2,400円 9時～17時 4,200円 13時～22時 4,800円 9時～22時 6,600円	【基本使用料】 ホール研修室1/2/3 9時～12時 900円 13時～17時、18時～22時 1,200円 9時～17時 2,100円 13時～22時 2,400円 9時～22時 3,300円 ホール研修室4 9時～12時 1,200円 13時～17時、18時～22時 1,600円 9時～17時 2,800円 13時～22時 3,200円 9時～22時 4,400円

番号	見直し施設	※見直し内容の一部	
		見直し案	現行
7	高梁市有漢生涯学習センター	【多目的ホール】 平日 9時～12時 6,700円 13時～17時 9,000円 18時～22時 13,500円 9時～17時 15,700円 13時～22時 22,500円 9時～22時 29,200円	【多目的ホール】 平日 9時～12時 4,500円 13時～17時 6,000円 18時～22時 9,000円 9時～17時 10,500円 13時～22時 15,000円 9時～22時 19,500円
8	高梁市旧備中松山藩御茶屋	【御茶屋】 9時～12時 1,300円 13時～17時 1,800円 17時～21時 1,800円	【御茶屋】 9時～12時 900円 13時～17時 1,200円 9時～17時 2,100円
9	高梁市高梁市民体育館	【競技場】 専用利用 一般/1時間 1,060円 アリーナ電灯料 1時間 700円	【競技場】 専用利用 一般/1時間 1,000円 アリーナ電灯料 1時間 650円
10	高梁市有漢体育館	【体育館】 照明料 全灯/1時間 420円	【体育館】 照明料 全灯/1時間 280円
11	高梁市有漢スポーツパーク	【多目的グラウンド】 一般・1時間 500円/全面利用	【多目的グラウンド】 一般・1時間 350円/全面利用
12	吉備川上ふれあい漫画美術館	【入館料】 大人 500円 高校生及び大学生 400円 小中学生 300円	【入館料】 大人 400円 高校生及び大学生 300円 小中学生 200円
13	高梁市歴史美術館	【常設展観覧料】 一般券 個人 大人 400円/1人1回 小中学生 200円/1人1回	【常設展観覧料】 一般券 個人 大人 300円/1人1回 小中学生 150円/1人1回

